

平成21年度

ペレットストーブ利用推進事業のご案内

ペレットストーブを
購入される方に
5万円の補助金！！

地球環境に優しく、手軽に利用できるペレットストーブ。
県では、再生可能な資源を活用した燃料として期待される木質ペレットをより多くの方に利用していただくため、ペレットストーブを購入・設置される方に補助金を交付します。



応募資格

平成22年2月末日までに福島県内の住居や事務所、店舗等にペレットストーブを設置する個人、事業者又は団体の方で、ペレットストーブの使用状況等について、簡単なモニターにご協力いただける方が対象となります。

なお、設置するペレットストーブは、木質ペレットを燃料に使用するストーブであれば、暖房方式（FF式、輻射式）やメーカー等（国産、外国産）は問いません。

補助額

補助金額はペレットストーブ1台につき5万円で、平成21年度の補助台数は60台です。

募集期間

平成21年6月8日(月)から12月28日(月)まで

申請が60台に達した時点で募集を締め切ります

補助金交付の手続き

1. 申込方法

県が指定する申請書に必要事項を記入し、下記の書類を添えて、設置場所を所管する農林事務所(裏面参照)に提出してください。申請書の様式は各農林事務所ですぐ入手できるほか、県のホームページからもダウンロードできます。

【申請書の添付書類】

- その1 住所等が確認できる次のいずれかの書類
 - *個人の場合：住民票又は外国人登録証明書の写し
 - *法人の場合：登記事項証明書又は登記簿謄本の写し
 - *団体の場合：規約等の写し
- その2 ペレットストーブの購入・設置に要する経費の見積書の写し
- その3 必要に応じて「債権者登録(変更)申請書」

木質ペレット



2. 交付対象者の決定方法

- ・補助金の交付は申請の先着順で決定します。
- ・補助金は1者の申請につき1台分限りとさせていただきます。
- ・申請が60台を上回った場合、抽選により決定する場合があります。

3. 補助金の交付

交付対象となった方は、県からの通知を受けてからストーブを購入・設置していただきます。ストーブの設置を終えた後、指定する実績報告(交付請求)書に必要事項を記入のうえ、下記の書類を添えて設置場所を所管する農林事務所へ提出していただくと、補助金が支払われます。

【実績報告(交付請求)書の添付書類】

- その1 ペレットストーブの購入・設置に要した費用の領収書等の写し
- その2 設置状況の写真
- その3 他の補助金の交付を受ける場合は交付決定書の写し

補助金交付の手続き

「補助金交付申請書」(添付書類を含む)の提出

交付決定後

ストーブの購入・設置

設置後10日以内

「実績報告書」(添付書類を含む)の提出

補助金交付(5万円/台)

「利用状況報告書」を翌年度の5月末日までに提出

ストーブの愛用と関係書類の保存をお願いします



補助金交付の手続き

補助金の申請をする前や交付決定の通知を受ける前に設置したペレットストーブは、補助金の交付対象とはなりません。

また、県で定めた規程に従わなかった場合などは、補助金の交付を取り消したり返還を命じることがありますので、ご注意ください。

なお、この事業は、木質バイオマスの利用を拡大することで本県の森林環境を整備・保全することが目的ですので、補助金の交付を受けた方には県産ペレットの使用をお願いすることになります。

交付手続きの窓口・問い合わせ先

ペレットストーブを設置する場所

交付手続きの窓口

所在地・電話番号

県北地方に設置する場合

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

県北農林事務所
森林林業部林業課

TEL 024-521-7708
〒960-8065 福島市杉妻町5番75号
(県庁東分庁舎)

県中地方に設置する場合

郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

県中農林事務所
森林林業部林業課

TEL 024-935-1367
〒963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号
(郡山合同庁舎)

県南地方に設置する場合

白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村

県南農林事務所
森林林業部林業課

TEL 0247-33-2121
〒963-6123 東白川郡棚倉町大字関口字上志宝50番地1
(棚倉合同庁舎)

会津地方に設置する場合

会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町

会津農林事務所
森林林業部林業課

TEL 0241-24-5734
〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地3
(喜多方合同庁舎)

南会津地方に設置する場合

下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町

南会津農林事務所
森林林業部林業課

TEL 0241-62-5375
〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1
(南会津合同庁舎)

相馬地方に設置する場合

相馬市、南相馬市、新地町、飯館村

相双農林事務所
森林林業部林業課

TEL 0244-26-1173
〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地
(南相馬合同庁舎)

双葉地方に設置する場合

広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村

相双農林事務所
富岡林業指導所

TEL 0240-22-5111
〒979-1111 双葉郡富岡町小浜553番地2
(富岡合同庁舎)

いわき地方に設置する場合

いわき市

いわき農林事務所
森林林業部林業課

TEL 0246-24-6194
〒970-8026 いわき市平字梅本15番地
(いわき合同庁舎)

補助金の交付制度に関する問い合わせ先：福島県 農林水産部 林業振興課

TEL 024-521-7432

ホームページ <http://wwwcms.pref.fukushima.jp/>



検索

林業振興課

E-mail ringyoushinkou@pref.fukushima.jp